

東海村暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が村民等の生活及び事業活動に不当な影響を与えている現状に鑑み、本村からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、並びに村及び村民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって村民の安全で平穏な生活の確保と本村における社会経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (4) 村民 村内に居住し、又は勤務し、通学し、若しくは滞在する者をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 村民等 村民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、村民等が、暴力団が村民等の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、村、村民等、関係機関及び関係団体の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、村民等、茨城県暴力団放逐運動推進センターその他関係機関及び関係団体と相互に連携協力して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(村民等の責務)

- 第5条 村民等は、基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な要求（以下「不当要求」という。）に応じないよう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、村及び警察署その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。
- 2 村民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むよう努めるとともに、村が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
 - 3 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、村が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(不当要求に対する措置)

第6条 村は、公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、暴力団員等による不当要求に対し、職員の職務執行における法令遵守のための体制の整備、統一的な対応方針の策定その他不当要求を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(公共工事等に係る措置)

第7条 村は、公共工事その他の村の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を村が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(村民等に対する支援)

第8条 村は、村民等が自主的に行う暴力団の排除のための活動の促進を図るため、村民等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第9条 村は、村民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の啓発活動を行うものとする。

(県への協力)

第10条 村は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

(青少年に対する教育等)

第11条 村は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校をいう。)において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、助言、指導その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第12条 村民等は、債権の回収及び紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対する利益供与の禁止)

第13条 村民等は、暴力団の威力を利用し、又はその活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。